

「横浜市事業者の分別排出等の違反に係る行政指導指針及び不利益処分の基準」の制定案の概要

1 趣旨

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、本市焼却工場に搬入される事業系一般廃棄物へのプラスチック類の混入削減を一層推進する必要があります。このため、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）に定める分別基準に違反して廃棄物を排出する事業者に対する「行政指導の指針」及び「不利益処分の基準」を制定します。

なお、本指針等は、新たな規制を設けるものではなく、既存制度の運用を明確化するものです。

2 概要

本指針等は、事業者が条例第 25 条の 3 の規定に違反し、廃棄物を排出した場合における行政指導及び行政処分について、公平性及び透明性を確保し、統一的な運用を図るため、その基本的な考え方及び判断基準を定めるものである。

(1) 行政指導の指針

- ・ 行政指導を行う場合の判断要素や条例第 25 条の 3 の 3 第 1 項に基づく改善勧告を含む行政指導の段階を明確化しています。
- ・ 当該勧告を受けた者が、従わない際の条例第 25 条の 3 の 3 第 2 項に基づく公表の方法を明確化するとともに、弁明の機会を付与する規定を設けています。

(2) 不利益処分の基準

- ・ 条例第 25 条の 3 の 3 第 3 項に基づく命令、条例第 25 条の 3 の 4 に基づく受入拒否、及び、条例第 53 条第 3 項に規定する過料について、それぞれの基準を示しています。

本指針等に基づく措置



- 本指針等は排出事業者を対象としています。
 - 分別ルールとは、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、排出場所に搬出することです。
 - (分別の区分)
①古紙 ②木くず、生ごみ、古布 ③焼却に適したもの ④焼却に適さないもの
 - (排出方法)
産業廃棄物を混入せず、分別し排出。排出は、家庭ごみの集積場所に行きたくなく、事業活動を行う敷地内で行う。
- 詳細は、<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/shigen/sonota/hoshin/jishikeikaku.html>

※収集運搬許可業者が分別ルールに違反した事業系廃棄物を搬入した場合は、収集運搬許可業者に対して廃棄物処理法に基づく指導を行うとともに、違反原因である排出事業者についても指導等を行います。

3 その他

- (1) 具体的な制定案は、別添制定案をご参照ください。
- (2) この制定案は、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正又は見直しを行う場合があります。